

生駒市規則第4号

生駒市行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月27日

生駒市長 山下 真

生駒市行政組織規則等の一部を改正する規則

(生駒市行政組織規則の一部改正)

第1条 生駒市行政組織規則(平成6年7月生駒市規則第22号)の一部を次のように改正する。

第2条 市長公室の項中「広報課 広報係」を「広報広聴課 広報広聴係」に改め、同条市民部の項中

「人権施策課 計画係 同和対策係
人権文化センター」を

「人権施策課 人権施策係
人権文化センター」に、「商工観光係」を「商工観光係 企業立地推
男女共同参画プラザ」

進係」に改め、同条建設部の項中「整理係 用地係」を「整理係」に、「施設係」を「施設係 用地係」に改める。

第5条を次のように改める。

第5条 広報広聴課が分掌する事務は、次のとおりとする。

広報広聴係

- (1) 市政一般の普及及び啓発に関すること。
- (2) 広報業務の総合企画及び資料の収集に関すること。
- (3) 広報「いこま」、市勢要覧その他広報刊行物の編集及び発行に関すること。
- (4) 報道機関に関すること。

(5) 広聴活動の企画及び連絡調整に関すること。

(6) 市民の陳情、要望等の処理に関すること。

(7) 世論調査等に関すること。

第7条自治振興系の項第4号から第6号までを削る。

第9条の3企画系の項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

第15条中計画系の項に次の4号を加え、同項を人権施策系の項とし、同和対策系の項を削る。

(7) 同和問題の調査、研究及び連絡調整に関すること。

(8) 男女共同参画審議会に関すること。

(9) その他男女共同参画に関すること（男女共同参画プラザに係るものを除く。）。

(10) 国際化及び国際交流に係る調整に関すること。

第17条を次のように改める。

第17条 男女共同参画プラザが分掌する事務は、次のとおりとする。

(1) 男女共同参画プラザの管理及び運営に関すること。

(2) 男女共同参画に係る相談に関すること。

(3) 男女共同参画専門委員に関すること。

(4) 男女共同参画関係団体の指導育成に関すること。

(5) 男女共同参画に関する情報の収集及び提供に関すること。

(6) 男女共同参画社会の実現を目指す団体等の交流活動の支援に関すること。

(7) 男女共同参画社会の実現のための講座及び研修会に関すること。

(8) その他男女共同参画の推進に関すること。

第18条商工観光系の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第

7号とし、第9号を第8号とし、同項の次に次の1項を加える。

企業立地推進係

- (1) 企業等の誘致に関すること。
- (2) 企業等の立地に関すること。
- (3) 企業立地等の促進に係る関係機関との連絡調整に関すること。

第31条用地係の項を削る。

第33条施設係の項第5号を削り、同項の次に次の1項を加える。

用地係

- (1) 所管に係る道路及び公共用水路整備事業に伴う土地建物等の物件の権利調査に関すること。
- (2) 所管に係る道路及び公共用水路整備事業に伴う用地の取得、補償調査、用地補償等に関すること（他課の所管に係るものを除く。）。
- (3) 特命による用地の取得、補償等に関すること。
- (4) 課の庶務に関すること。

第47条第1項及び第48条第1項中「人権文化センター」の次に「、男女共同参画プラザ」を加える。

（給料等の支給に関する規則の一部改正）

第2条 給料等の支給に関する規則（昭和32年7月生駒市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条の5第1項の表第3項中「、人権文化センターの所長、生活安全課の主幹、消費生活センターの所長」を削り、同表第4項中「（生活安全課の主幹を除く。）」を削り、同表第5項中「市長事務部局の課長補佐」の次に「、人権文化センターの所長、男女共同参画プラザの所長」を、「衛生処理場の場長」の次に「、消費生活センターの所長」を加え、「副所長、男女共同参画プラザの所長」を「副所長」に改める。

(用品調達基金の設置、管理及び処分に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 用品調達基金の設置、管理及び処分に関する条例施行規則(昭和47年4月生駒市規則第2号)の一部を次のように改正する。

本則中「総務課長」を「契約検査課長」に改める。

(生駒市会計規則の一部改正)

第4条 生駒市会計規則(昭和48年3月生駒市規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「人権文化センター所長」の次に「、男女共同参画プラザ所長」を加え、「学校給食センター所長、男女共同参画プラザ所長」を「学校給食センター所長」に改める。

別表第1中「広報課長」を「広報広聴課長」に、

「

人権文化センター所長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—

を

」

「

人権文化センター所長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—
男女共同参画プラザ所長	所管に係る徴収金の収納	所属職員
	所管に係る物品の出納保管	—

に改

」

め、教育委員会男女共同参画プラザ所長の項を削る。

(生駒市男女共同参画推進条例施行規則の一部改正)

第5条 生駒市男女共同参画推進条例施行規則(平成20年2月生駒市規則第1号)の一部を次のように改正する。

第16条を削る。

第17条第1項中「生駒市教育委員会事務局に」を削り、同条を第16条とし、第18条を第17条とする。

附 則

この規則は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。